

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数

○基礎資格及び最低修得単位数（教育職員免許法 別表第一）

	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
中学校教諭一種免許状 (美術)	学士の学位を有すること	59
高等学校一種免許状 (美術・工芸・工業)	学士の学位を有すること	59

	教育職員免許法施行規則に定める第66条の6の科目			
	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作
中学校教諭一種免許状 (美術)	2	2	2	2
高等学校一種免許状 (美術・工芸・工業)	2	2	2	2